一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
用ヶ洞沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県伊豆市佐野字上之田三八三番一地内
四等三角点佐野を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二一九度〇五分四六秒　二九〇・三三〇メートルの地点　一号
標柱一号から七二度〇二分一〇秒　一一・八一三メートルの地点　二号
標柱二号から三三三度二一分三三秒　七・七八四メートルの地点　三号
標柱三号から五八度二〇分一四秒　一一・五五七メートルの地点　四号
標柱四号から七一度二二分四六秒　一一・七一一メートルの地点　五号
標柱五号から二七度〇四分〇五秒　三・六一七メートルの地点　六号
標柱六号から七四度一三分五〇秒　五・五〇一メートルの地点　七号
標柱七号から一〇九度〇五分二六秒　四・一七四メートルの地点　八号
標柱八号から四四度〇五分四八秒　七・三五七メートルの地点　九号
標柱九号から六一度五五分一〇秒　一三・五一三メートルの地点　十号
標柱十号から八七度〇〇分四八秒　一一・五三六メートルの地点　十一号
標柱十一号から一一度一七分一八秒　一三・六六五メートルの地点　十二号
標柱十二号から一〇八度一二分一八秒　一〇・一七〇メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四四度四一分〇七秒　二八・〇五八メートルの地点　十四号
標柱十四号から二一五度二二分四七秒　五・一八四メートルの地点　十五号
標柱十五号から二九〇度四二分三六秒　二一・二三三メートルの地点　十六号
標柱十六号から二九〇度一六分三六秒　二二・七五二メートルの地点　十七号
標柱十七号から二四四度二一分二七秒　五・一六七メートルの地点　十八号
標柱十八号から一七三度二三分〇五秒　九・二七一メートルの地点　十九号
標柱十九号から一八八度五四分三〇秒　八・一一一メートルの地点　二十号
標柱二十号から二四六度〇五分〇九秒　七・二一四メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一八六度三〇分四七秒　七・一〇六メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二三〇度〇一分五六秒　一四・四二三メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から三二五度二三分三九秒　一三・四三二メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二五四度一三分四四秒　八・六六九メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二八六度二二分五三秒　八・七五五メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から三三八度一九分四〇秒　六・五〇七メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二六〇度九分三三秒　一一・六八七メートルの地点　二十八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桜洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県伊豆市佐野字上之田三八三番一地内
四等三角点佐野を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二一七度三五分三一秒　四二〇・〇六二メートルの地点　一号
標柱一号から六八度三二分三一秒　五・八五九メートルの地点　二号
標柱二号から六四度三五分四八秒　八・七五八メートルの地点　三号
標柱三号から四三度五五分一四秒　一九・二九三メートルの地点　四号
標柱四号から五三度五一分五五秒　七・八一〇メートルの地点　五号
標柱五号から五六度〇一分一一秒　一九・三三〇メートルの地点　六号
標柱六号から七九度三五分三六秒　一五・一六五メートルの地点　七号
標柱七号から一五二度一二分一六秒　六・七〇六メートルの地点　八号
標柱八号から五三度〇五分四〇秒　二三・四九四メートルの地点　九号
標柱九号から八九度五八分一八秒　二四・二〇八メートルの地点　十号
標柱十号から一三一度〇〇分〇五秒　一五・〇〇九メートルの地点　十一号
標柱十一号から一七二度五三分五九秒　二・五八一メートルの地点　十二号
標柱十二号から二二三度五六分三六秒　一七・八三三メートルの地点　十三号
標柱十三号から一〇二度四二分二四秒　八・八三四メートルの地点　十四号
標柱十四号から六六度四二分〇四秒　二六・一八〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から一〇八度〇六分三九秒　八・二一七メートルの地点　十六号
標柱十六号から二〇四度二八分三三秒　三四・一七八メートルの地点　十七号
標柱十七号から一四〇度二七分三九秒　一二・三六五メートルの地点　十八号
標柱十八号から一六四度三四分五二秒　一二・七二五メートルの地点　十九号
標柱十九号から一九三度四二分四三秒　四・五八六メートルの地点　二十号
標柱二十号から二五〇度五〇分三〇秒　四・九八五メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二七八度五七分三六秒　一四・二七四メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二八五度四八分〇七秒　一九・六二六メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二九一度一三分二一秒　一九・〇〇七メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一六九度四五分五九秒　二四・八五八メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一九六度二五分五七秒　五・一八六メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二八九度二九分二〇秒　一一・五五三メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から三一三度二五分四四秒　二一・三四〇メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二六九度四〇分三二秒　八・六五四メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から二七六度三四分二六秒　九・八〇一メートルの地点　三十号
標柱三十号から三二八度四四分三八秒　六・六八八メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から三四九度五九分〇〇秒　七・三四二メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から三四八度一九分五五秒　二一・〇三一メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二四七度一九分三五秒　一五・三九五メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から二三五度二〇分五三秒　八・九五六メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から二六八度三〇分一六秒　一六・五一四メートルの地点　三十六号

○海上保安庁告示第二百八十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三一度五八分二〇秒東経一三二度二九分四〇秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三二度二三分東経一三二度二五分の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三一度五五分四〇秒東経一三三度三四分二〇秒の地点を中心とする半径一・六海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三二度二二分東経一三三度一三分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三二度二五分四一秒東経一三四度〇一分五二秒の地点を中心とする半径一・〇海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三二度四九分東経一三三度四〇分の地点を中心とする半径〇・六海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三二度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三三度二一分東経一三四度五六分四〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三三度〇九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三三度二〇分〇二秒東経一三六度一九分五七秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内